

「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業実施委託要綱

平成23年9月15日

生涯学習政策局長決定

初等中等教育局長決定

高等教育局長決定

最終改正 平成28年4月 5日

1 趣旨

産業構造・社会構造の変化等が進む中で、我が国経済社会の一層の発展を期するためには、経済発展の先導役となる産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人材シフトを円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが必要不可欠である。

このため、産学官の連携した取組により、専門人材養成を戦略的に推進するため、教育機関が産業界等と連携し、対話を通じて中核的専門人材及び高度人材養成のための新たな学習システムを検討し、産学官で共有することにより、各地域の人材ニーズに対応した教育プログラム等を開発・実証する。

これらの成果を全国に提供することで、中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、社会人等の学び直し支援を行う。

2 委託先

事業の委託先は、各プロジェクトの代表機関となる法人格を有する団体、又は地方公共団体とする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

3 委託事業の内容

本事業においては、以下のいずれかの事業を実施するものとする。

(1) 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、業界団体・企業、その他関係機関等で構成される委員会を組織し、各地域の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発・実証を通じた社会人等が学びやすい学習システムの導入促進や、後期中等教育段階における特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発等に関する取組を展開する。

(2) 大学院と産業界等が協働して社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院プログラムを構築し普及する。

4 委託期間

事業の委託期間は、委託を受けた日から文部科学省が別に定める日までとする。

5 委託手続

(1) 上記3(1)の事業の受託を希望する者は、企画提案書(様式1)を文部科学省に提出する。

- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された企画提案書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託を決定する。
- (3) 委託決定の通知を受領した者は、事業計画書(様式2)を文部科学省に提出する。
- (4) 委託契約書の様式は、様式3とする。
- (5) 上記3(2)の事業についての詳細は、別に定める。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費(人件費・事業費(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料)・再委託費・一般管理費)を委託費として支出する。ただし、申請者が地方公共団体の場合には、一般管理費は計上できない。
- (2) 文部科学省は、事業の委託先が委託要綱等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (3) 委託経費の支払いは、実績報告書(様式4)に基づき、その額が確定した後に支払う精算払を原則とする。ただし、委託先の申し出を受けて、事業完了前に必要があると文部科学省が認めるときは、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

7 再委託

- (1) 委託事業の全部を第三者に委託することはできないものとする。ただし、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託(以下、本事業において「再委託」という。)することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託することができる。
- (2) 再委託しようとする場合は、事業計画書とともに「再委託について」(様式2(別紙2))を文部科学省に提出し、事前に承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行う場合も同様とする。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更の場合には、この限りでない。
- (3) 委託事業を再委託する場合は、再委託した事業に伴う再委託先の行為については、委託先は文部科学省に対しすべての責任を負うものとする。

8 事業計画の変更

委託先が事業計画を変更する場合、又は所要経費の費目の流用をする場合は、あらかじめ文部科学省に計画変更を申請し、承認を得なければならない。ただし、増減する額が経費区分毎に配分された経費の20%又は50万円のいずれか高い額を超えない場合は、この限りでない。

9 事業完了の報告

委託先は、事業が終了したときは、事業が終了した日(契約を解除した日を含む)から10日以内、又は文部科学省が別に定める日のいずれか早い日までに、実績報告書及

び成果物（成果報告書含む）、その他文部科学省が必要と認める資料について文部科学省に提出するものとする。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9により提出された実績報告書等について、調査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。
- (2) 上記の確定額は、事業に要した額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省の請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した年度の翌年度から5年間整理保存するものとする。

12 著作権等

- (1) 本事業の実施により、委託先が作成した成果物（パンフレット・チラシ・報告書等これらに類するものを含む）の著作権及び所有権は、委託先に帰属させるものとする。
- (2) 上記（1）の規定にかかわらず、事業の成果を広く普及・活用させるため、委託先は成果物をWEBページ等で公開するとともに、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は無償で文部科学省及びその他教育機関等が利用することを許諾するものとする。
- (3) WEBページ等での成果物の公開期間は、上記11で定める期間と同期間とする。

13 成果の普及・活用

本事業の成果は、文部科学省及び委託先のWEBページにおいて公開するとともに、職域プロジェクト等に参画する教育機関や企業・業界団体等を通じて、全国の教育機関への活用を促すものとする。あわせて、成果報告書等の関係機関等への配布、活用状況の把握等を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、事業の計画及び報告に当たり、成果物の活用方法を明示し、事業終了後も成果物の活用促進について定期的に報告を行うなど、文部科学省が行う委託事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。

14 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における事業の実施が当該委託事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な運営が図られるよう協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び委託費の執行状況について、

実態調査を行うことができる。

(4) この委託要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

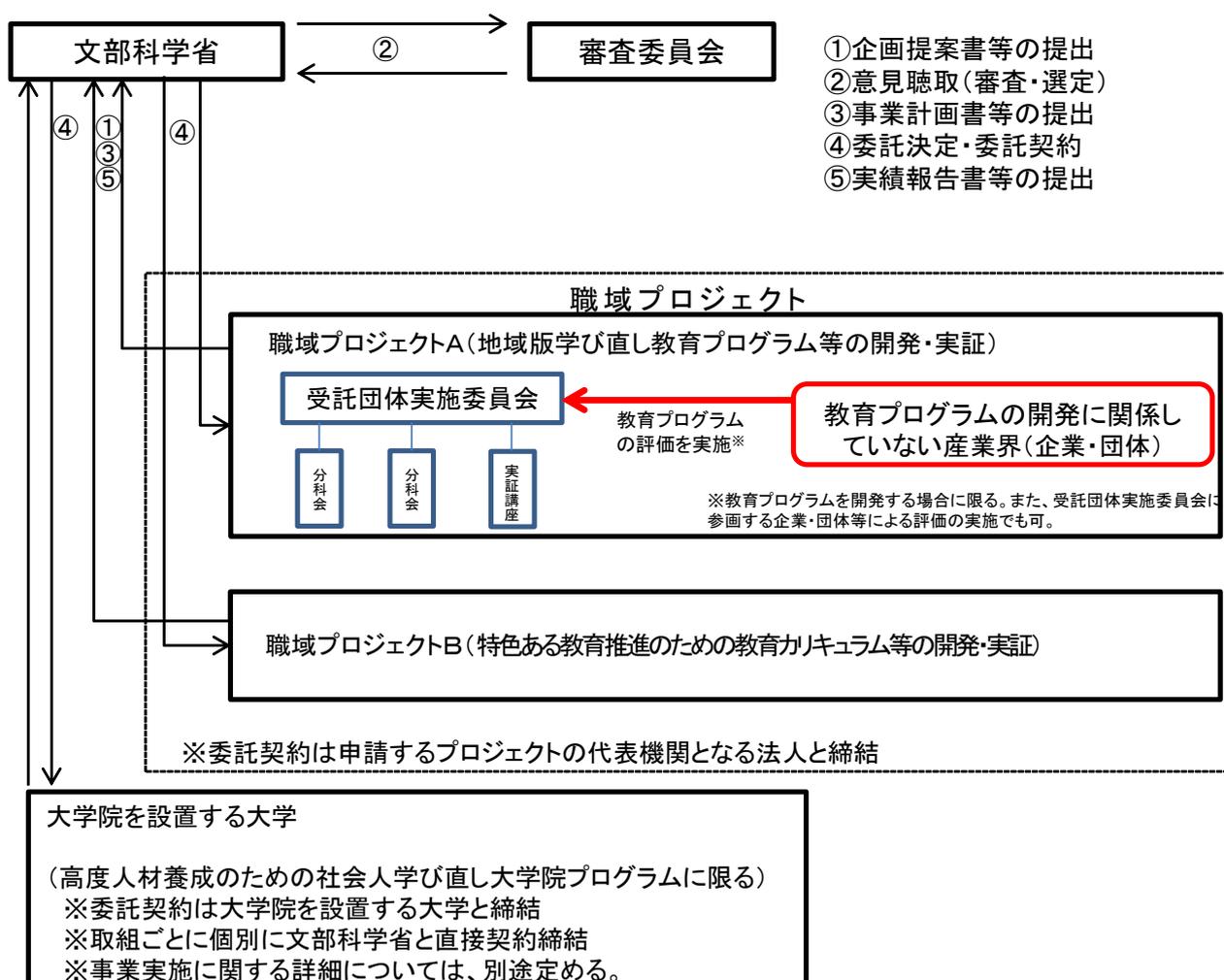
平成28年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業
の実施について（運用指針）

1. 趣旨

「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業実施委託要綱に基づき、委託先が事業を実施するために必要な細則について、本運用指針において定める。

2. 事業の構成、実施体制、実施期間

(1) 事業の構成



(2) 実施体制

①職域プロジェクトA（地域版学び直し教育プログラム等の開発・実証）

各成長分野等の企業・業界団体等の人材ニーズが高い職域において、様々な教育リソースを有する複数の専修学校、大学、短期大学、高等専門学校等の教育機関、企業、業界団体等、その他関係機関で構成される委員会を組織し、企業・業界団体等の人材ニーズを踏まえた取組を効率的に実施する体制であること。

②職域プロジェクトB（特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証）

高等専修学校における、後期中等教育段階から高等教育や職業への継続性のある教育カリキュラムや、特別な配慮が必要な生徒等が学ぶための教育カリキュラム等の開発により、生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を実施するため、専修学校や実習先の企業・施設等と連携して取り組むことができる体制であること。

③高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（大学院を設置する大学に限る）

大学院と企業・業界団体等が協働して、社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院プログラムの開発・実証等を効率的に実施する体制であること。

（3）実施期間

事業の実施期間は、委託を受けた日から文部科学省が別に定める日までとする。

3. 委託事業の内容等

本事業は、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、業界団体・企業、その他関係機関で構成される委員会を組織し、各地域の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発・実証、社会人等が学びやすい学習システムの導入促進、専門分野又は専門分野横断的なグローバル人材育成のために必要な知識・技術・能力に関する実態調査及び国内外の職業資格枠組みに関する調査研究並びにグローバル人材養成のためのリカレント教育プログラムの開発、後期中等教育段階における特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発に関する取組を展開する。また、大学院と産業界等が協働して社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院プログラムを構築し普及する。

具体的には、（1）職域プロジェクトA、（2）職域プロジェクトB、について以下のとおり実施する。

事業成果については、文部科学省及び委託先のWEBページで公開することとし、全国の教育機関等において活用されるよう普及を図る。

（1）職域プロジェクトA（地域版学び直し教育プログラム等の開発・実証）

これまで本事業で開発された全国的な標準モデルカリキュラムや既存教育カリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等の人材ニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証を行うとともに、その課題とノウハウを蓄積し、とりまとめ、全国に提供することにより、誰もが学びやすい環境の整備を目指す。

さらに、教育プログラムの開発に伴う成果を、全国的な標準モデルカリキュラム等への反映を検討する。

このほか、専門分野又は専門分野横断的なグローバル人材育成のために必要な知識・技術・技能に関する実態調査及び国内外の職業資格枠組みに関する調査研究、又はグローバル人材養成のための教育プログラムの開発を実施する。

〔教育プログラムの定義〕

本事業の職域プロジェクトAにおける「教育プログラム」とは、“予め目指すべき人材像・学修成果を定めた上で、その実現のために必要となる知識・技術・技能の修得のために学ぶべき項目、指導内容や達成度評価基準等、教授及び学習評価の内容・方法を体系化・明文化した教育計画”を指す。

具体的には、全体的な指導計画（シラバス）及び授業単位ごとの指導計画（一コマ単位のシラバス）の策定が基本となるが、これらとともに、教材の策定等、当該教育計画の実施において必要性が見込まれる手法の開発・具体化も望まれる。

◇取組の実施に当たって留意すべき点

社会構造や産業構造の変化により、現在の日本が抱えている諸問題や人材不足、将来の技術革新等を見据えた人材需要に対応するため、産業界や社会人等のニーズに対応した教育プログラムの開発を実施することとし、開発に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- ・開発する教育プログラムが、実際に社会人等をはじめとした学び直しを希望する者や産業界のニーズに対応し、また、教育プログラムの一部に、コンテンツ産業分野等における知的財産教育など社会人等一般に必要なリテラシーを含むなど、実際に社会人等が学びやすいものであること。
- ・開発する教育プログラムや実施する実証講座が、どのように地域的な特性を踏まえた内容となっているのかを具体的に示し、当該特性に対応している教育プログラム・実証講座とすること。
- ・本年度開発する教育プログラムが平成27年度以前から継続して実施している取組の場合、これまでの事業実施においてどのような考察や総括が実施され、平成28年度の取組にどのように反映しているのかについて明確に示すこと。また、平成28年度に新たに取組む場合には、これまで申請者が実施してきた教育内容や、他の教育機関・民間事業者が実施している既存の教育プログラムでは対応できないことを明確にし、開発する教育プログラムにどのような新規性があるのかを示すこと。
- ・実証講座を実施するに当たっては、本取組に参画する企業の協力を仰ぐことなどにより、受講者の受講前後の変化（就労やキャリアアップ・キャリア転換、資格取得にどのように資したか等）の把握に努める体制を整えること。また、単年度で受講者の変化を捕捉できないことも考慮し、事業終了後継続的に把握できるような体制を整えることが望ましい。（委託期間終了後も、文部科学省からのフォローアップ調査を実施することを前提とした体制とすること。）
- ・グローバル人材育成に関する取組を実施する場合には、日本国内と海外で職業人に必要となる分野別の（又は分野横断的な）知識・技術・技能の比較や、国

内の職業教育の内容が海外でも活躍できる人材の育成に資する内容となっているかを調査することにより、今後必要となる国内の人材育成の方向性を明確化すること。また、国際的な職業教育の質保証を伴う相互交流の具体的方策や枠組みづくりの動向等を踏まえた取組とすること。

(2) 職域プロジェクトB（特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証）

① 高等専修学校と高等教育機関との連携による実践的職業教育

高等専修学校において、後期中等教育段階から高等教育や職業への継続性のある教育カリキュラムの開発・実証を行い、成果を取りまとめ、広く全国に提供する。

◇取組の実施に当たって留意すべき点

- ・他の高等専修学校や専門学校・大学等の他の学校種、企業・施設等と連携すること。
- ・地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育カリキュラムの開発など先進的な取組により、生徒等の社会的・職業的自立に資するものであること。
- ・開発した教育カリキュラム等については、広く全国の教育機関で活用・参考となるものとする。

② 特別に配慮が必要な生徒等が学ぶための教育カリキュラムの開発・実証

専修学校において、発達障害など特別に配慮が必要な生徒等が学ぶための教育カリキュラムの開発や、就労支援プログラムの開発などを実施し、広く全国に提供する。

◇取組の実施に当たって留意すべき点

- ・特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・手法の開発・実証であること。
- ・特別に配慮が必要な生徒等が学ぶための教育カリキュラムの開発・実証については、事業を実施する機関において、当該生徒等が相当数在籍し、効果的な教育実践と成果の発信・共有が十分に期待できる取組であること。

(3) 高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラムの開発・実証

大学院を設置する大学においては、高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラムに係る開発委員会を設置し、各成長分野等の産業界等のニーズの把握・分析、高度人材養成のための目標設定・共有、プログラムの開発・実証等の取組を実施する。

4. 事業の実施要件

(1) 事業の趣旨・目的が明確であること。また、職域プロジェクトAについては、社

会人等の就業、キャリアアップ、キャリア転換に資する教育プログラムの開発を目的とし、職域プロジェクトBについては、特色ある教育の推進の全国展開に資することが目的であること。

- (2) 目指すべき人材像が明確に設定されていること。
- (3) 実施事業の達成目標や、目標達成に向けた方法が明確であること。
- (4) 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関による連携組織であること。ただし、連携組織が、同一学校法人、関連団体・企業のみの場合には申請は不可とする。
- (5) 企業・業界団体等の人材ニーズなどが十分に把握・分析され、それらの人材ニーズを踏まえた事業の取組や、実施のための体制・役割分担等が具体的であること。
- (6) 本事業を的確に遂行するために必要な実施体制（組織、人員及び設備など）が確保できること。
- (7) 文部科学省の必要とする措置、経理及びその他の事務を適切に処理できる体制であること。
- (8) 本事業により開発される成果物が個別具体的に示されており、さらに、事業期間終了後における、当該成果物の活用方法が明確であること。また、事業終了後も引き続き自立的に産学官連携体制等の運営を行うための計画が明確であること。
- (9) 本事業を通じて得られた成果について、報告書の作成やホームページでの公開等、事業終了後を含めて積極的に社会へ情報発信・普及するための方策が明確であること。
- (10) 事業に申請できる件数は、申請者当たり（申請者が学校の場合には、1学校当たり）2件までとすること。

5. 委託経費に関する留意点等

- (1) 申請案件1件当たりの上限額の目安は2千万円とする。実施する事業の規模等により、2千万円を超える特段の事情が存在する場合には、経費に関する理由書（様式1（別紙））を提出すること。
- (2) 一般管理費の算出に当たっては、人件費及び事業費の合計額に一般管理費の設定率を乗じた額とすること。

- (3) 文部科学省からの委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。
- (4) 本事業を実施するに当たり、業者との契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努めること。
- (5) 本事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、当該事業の収入額及び支出額を記載し、その用途を明らかにしておくこと。本事業に係る資金の出納については、当該事業専用の口座を設けるなど、現金の流れがわかるようにすること。
- (6) 委託先の法人・団体等の会計担当者とは別に監査人を置き、本事業の経理処理についての監査を行うこと。
- (7) 監査人による監査及び文部科学省による実地調査を適切に行えるよう、関係書類（帳簿・領収書等）の整理・保管に遺漏のないようにすること。
- (8) 文部科学省から概算払を受け、当該委託費を金融機関等に預け入れたことにより利息が生じたときの利息に相当する金額、又は委託事業の実施により得た収入については事業を遂行するために必要な経費に充当すること。
- (9) 委託契約締結後でなければ、委託事業に着手できないこと。また、契約期間外に支払義務が生じた経費は、本事業の対象経費とならないこと。
- (10) 所要経費の費目ごとの用途は、別紙1「所要経費の用途区分」に示した内容に基づくとし、不明な点がある場合は、文部科学省担当課と協議すること。
- (11) 本事業の積算及び支出に当たっては、別紙2「単価表」に定める単価に従うこと。このほか法人・団体が定めている謝金等の単価など、単価表以外の単価を用いて支出する場合には、支出する前に文部科学省と協議すること。
- (12) 事業計画書（様式2）、実績報告書（様式4）の提出に当たっては、これらの積算や精算の根拠となる見積書、単価表や領収書等が確認できる資料等もあわせて提出すること。なお、事業計画・実施に当たっては、原則として、本事業により新たなモデルカリキュラム等の開発・実証・評価等を行うために必要な経費のみ、事業経費として計上すること。
- (13) 事業計画書（様式2）、実績報告書（様式4）等必要書類の提出に当たっては、同一の印鑑を使用すること。